

(写)

高松市告示第247号

次の者については、住所等が不明のため、書類の送達が不能になったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和 8年 4月22日

高松市長 大西 秀人

- 1 送達を受けるべき者の氏名  
NGUYEN ANH TUAN
- 2 送達書類  
差押解除通知書1通